

第 14 回 (2010 年 1 月 27 日). 「耕作権の強化と農業生産性」

Banerjee, Abhijit V., Paul J. Gertler, Maitreesh Ghatak (2002),

“[Empowerment and Efficiency: Tenancy Reform in West Bengal](#)”,

*Journal of Political of Economy* 110(2):239-280.

有本 寛

2010 年 1 月 27 日

## 1. 課題と方法

- 農地改革は、多くの国が経験する農業部門における一大改革である。農地改革にもいろいろあるが、よくみられるのは、小作農が小作地を耕作し続ける権利（耕作権）の強化、小作料の上限規制、地主が所有できる小作地面積の上限の規制、などである。
- このような農地改革は、小作農の権利を保護すると同時に農業生産性を高めるという観点から実施される。なぜなら、一般的に小作地よりも自作地（あるいは小作農の権利が強い小作地）の方が、(1) 土地への投資が行われやすい、(2) 小作地よりも自作地の方が意欲的に耕作する、ことから生産性が高いからである。
- 日本では戦後に農地改革が実施され、政府が地主から農地を買い上げて小作農に売り渡し、小作地率は戦前の 45% から 9% へと低下した。また小作地についても小作農の耕作権が強く保護された。この結果、農業生産性が上がったとする見解がある一方で、都道府県別でみた場合、農地改革前後の農業生産性の伸びと戦前の小作地率（つまり農地改革の影響の大きさ）の間に統計的に有意な相関はないことが実証されている。
- 本稿が対象としている事例はインドの西パンジャブ州で行われた農地改革（Operation Barga）である。1977 年、西ベンガルでは、1955 年制定の農地改革法の抜け穴を塞ぐ州法を制定すると同時に、小作人の権利を広報し、登録を促すために村々を回る大規模なキャンペーン（Operation Barga）が行われた。これにより、刈分小作人は (1) 自分の名前を登録し、小作料を支払い、適切な耕作を続けている限り、その土地を永続的に耕作し続ける権利（永小作権）を持つ、(2) 小作料は収穫の 25% を上限とする、という権利を得た。
- Operation Barga が農業生産性に与える影響が、理論モデルに基づき 3 つ指摘されている (III) :
  - 第 1 は、交渉力効果 (bargaining effect)。小作農の取り分（収穫物の配分比率）が増えることによって、小作農のインセンティブが高まり、投入する努力水準が上がることから生産性も高まる効果である (Result 1, p.247)。
  - 耕作権効果 (security of tenancy effect)。地主は契約を解除できなくなる効果。この効果は生産性に対して反対方向の影響を生み出す：
    - ☆ 第 2 の影響: 契約解除を脅しとして小作農のインセンティブを高めることができなくなり、小作農の努力水準が下がってしまう効果 (Result 3, p.252)。
    - ☆ 第 3 の影響: 契約が解除されにくいので、小作農が土地への投資を増やし、生産性が上がる効果 (Result 4, p.255)。
- 本稿では、農地改革が農業生産性の向上に繋がったのかどうかの検証を、2 つのアプローチに基づいて行っている。ひとつはバングラデシュとの比較 (IV.A) であり、もう一つは改革の進展度が district ごとに異なるというばらつきを使った検証である (IV.B)。

- 独立以前のバングラデシュはもともとインド西ベンガル州と同じ州であり、宗教と政治的な境界をのぞいて似通っており、独立以前は同じ政策下におかれた一方で独立後は西ベンガル州でのみ農地改革が実施された。このため、農地改革の影響を比較分析するのに適している。
- 農地改革の影響分析は、p.260の推計式に基づいた、農地改革前後の変化を処置群（西ベンガル）と対照群（バングラデシュ）で比較する「差の差」の推計で行われる。
- データの観察単位は、西ベンガル州およびバングラデシュ内の district であり、それぞれ 14, 15 district の計 29 district である。観察期間は 1969～93 年である。よって最大サンプル数は  $29 \times 25 \text{年} = 725$ 。

## 2. 結果

- Fig 4 は、西ベンガル州およびバングラデシュのコメ反収を図示したものである。西ベンガル州で農地改革が始まった 1979 年の反収は、ほぼ同じ、むしろバングラデシュの方がやや高い。しかし、農地改革以後では西ベンガル州の方が顕著に反収が高くなっていることが観察できる。
- Table 2 は、コメ反収の変化を西ベンガル州とバングラデシュで比較することを目的とした OLS 推計の結果である。列 (1) は、農地改革以前の期間 (1969～78 年) にかけての、コメ反収 (対数値) の年ごとの変化 (difference) を被説明変数にしたものである。西ベンガルダミーの係数は正だが有意ではないことから、農地改革以前の米反収の平均的な伸びは両地域でほぼ同じであったといえる。よって、農地改革以前の条件は同じであったと考えてよい。列 (2) (3) は、1969～93 年にかけての米反収 (対数値) のレベル (level) を被説明変数とし、district 固定効果を入れた「差の差」推計である。農地改革後の期間、特に 1984 年移行はバングラデシュの district に比べて西ベンガル州の district の方が生産性の伸びが大きい。1979～83 年で西ベンガル州の生産性の伸びが低いのは、この期間が干ばつの年を含んでいるからであり、列 (3) で干ばつ年 (1981-82) を抜いて推計すると、1979～83 年では特に西ベンガル州の方が生産性が高いとはいえない。これは農地改革が始まったばかりであり、その効果がまだ表れていないからであると解釈される。
- Table 3 は、時間を通じて変化する変数など、その他の説明変数に加えた DID 推計結果である。降水量、灌漑農地の面積、高収量品種の作付面積を説明変数に加えて、これらの変化がコメ反収に与えた影響を取り除いた後も、西ベンガル州では 1984～87 年にかけて 7%、1988～91 年にかけて 18% ほどバングラデシュよりもコメ反収の伸びが大きかったと推定された。

## 3. コメント

- 農地改革によって小作農のインセンティブが強化されたり投資が促進されることによって、農業生産性が向上することが期待される。しかし、本論文のモデルでも示されているように、小作農の権利を強化し過ぎると、適切に耕作をしない小作農を契約解除できないという弊害も発生する可能性がある。また、小作農の権利を強くし過ぎると、地主が農地を貸し出さなくなることも考えられる。事実、戦後の日本で農地貸借が活発にならず、流動化が妨げられて効率的な経営ができなくなっている要因として地主の「農地改革アレルギー」(＝小作農の権利が強いため、一度貸すと返してもらえず、場合によっては取り上げられてしまうという不安) の存在が指摘されている。同じことは住宅の賃貸でもいえる。